2　検定基準 生物学的製剤 （略） 沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体） （略） 21価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体） 生物学的製剤基準の21価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）の条の3.4.1に規定する試験法によるものとする。 （略）	2　検定基準 生物学的製剤 （略） 沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体） （略） （新設） （略）

その他告示

○外務省告示第二百八十六号

令和六年十一月二十五日にローマで署名された日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定について、両締約国が同協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文の交換は、令和七年八月六日に東京で行われた。よって、同協定は、その第七条１の規定に従い、令和七年九月五日に効力を生ずる。

令和七年八月八日　　外務大臣　岩屋　毅

○財務省告示第二百二号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年七月七日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年八月八日　　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1316回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で3,272,850,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で1,027,100,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	3,269,375,576,250円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	1,026,009,219,800円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年７月７日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円89銭１厘５毛以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円89銭３厘８毛
12　償還期限	令和７年10月６日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日	令和７年７月７日

○財務省告示第二百二号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年七月十日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年八月八日　　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1317回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）